法　律

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図り、もって国際文化交流の振興に寄与するとともに文化の発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「海外の美術品等」とは、我が国における公開のために要する期間を除き海外に在る次に掲げるものをいう。

一　絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産

二　前号に掲げるもののほか、学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

（海外の美術品等に対する強制執行等の禁止）

第三条　我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を公開するため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の指定（以下この条において単に「指定」という。）は、我が国において海外の美術品等を公開しようとする者の申請により行う。

3　文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。

4　文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならない。

5　文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が第一項本文の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

6　前各項に定めるもののほか、指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国の美術館等の施設の整備及び充実等）

第四条　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

（専門的知識を有する者の養成及びその資質の向上等）

第五条　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置等）

第六条　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外務大臣　松本　剛明

文部科学大臣　髙木　義明

内閣総理大臣　菅　**直**人

政　令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第九十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項から第五項までを削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　**直**人

府　令

○内閣府令第十四号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「次に」を「、次に」に改め、同条第三項中「室長」を「、室長」に改める。

第八条第六項中「二十二人」を「二十一人」に改める。

第十三条の見出しを「（暴力対策推進室及び男女共同参画推進官）」に改め、同条第一項中「推進課に、」の下に「暴力対策推進室及び」を加え、「及び配偶者間暴力対策調整官それぞれ」を削り、同条中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。